

大規模建築物等景観基準

1 一般基準

- (1) 大規模建築物等は個々に建築されるものであるが、完成後は周辺建築物等と一体的な景観として総体的に認識されるものであり、相互間で調整され、関連づけられていることが望ましい。そのため、敷地内の位置、規模、意匠、材料及び色彩については、各景観ゾーンの特性に配慮し、周囲の景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、調和のとれたものとする。
- (2) うるおいのあるまちづくりには、緑の存在は欠かすことのできないものである。そのため、敷地の緑化や建築物緑化に努め、快適な生活空間を創出し、緑豊かな景観の形成を図るものとする。
- (3) 大規模建築物等だけでなく、敷地内のその他の建築物や工作物、植栽等を含めた敷地全体としての景観のまとまりや質の向上に努めるものとする。
- (4) 良好な景観を形成している集落の入り口や街角などの視線を集める場所に建つ場合は、立地する場所に応じた位置、規模、意匠、材料及び色彩等に特に配慮するものとする。
- (5) 他の景観ゾーンとの境界付近では、連続する景観ゾーンからの見え方や一連の景観としてのまとまりに配慮するものとする。

2 項目別基準

次表のとおりとする。ただし、知事が、景観審議会の意見を聴いた上、特に地域の景観との調和を図るため、この基準を適用することが適当でないとする建築物等については、これによらないことができる。

【景観ゾーン】

次の各号に掲げる景観ゾーンの区域は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低層住宅地景観ゾーン 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域の区域
- (2) 住宅地景観ゾーン 用途地域のうち、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域の区域
- (3) 商業・業務地景観ゾーン 用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域の区域
- (4) 工業地景観ゾーン 用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域の区域
- (5) 市街地・集落景観ゾーン 次に掲げる区域
 - ア 都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号）第4条第1項に規定する指定区域並びに第7条第2号に規定する特別指定区域
 - イ 緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」という。）第9条第1項第4号に規定する区域（前各号に掲げる区域を除く。ウにおいて同じ。）
 - ウ 緑条例第9条第2項に規定する区域のうち、次の(ア)から(エ)までに掲げる緑条例第7条第1項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域の区分に応じ、それぞれ(ア)から(エ)までに掲げる区域

- (ア) 西播磨地域 伝統的なまちの区域
- (イ) 北但馬地域 歴史と賑わいの区域
- (ウ) 南但馬地域 歴史的景観区域
- (エ) 丹波地域 歴史的な町の区域
- (6) 自然・田園景観ゾーン 前各号に掲げる区域以外の区域

【建築物】

(低層住宅地景観ゾーン、住宅地景観ゾーン、商業・業務地景観ゾーン)

項目	低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・分棟や雁行配置等により、周辺の低層住宅地景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 ・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ

項目	低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の低層住宅地景観に調和した意匠とするよう努める。 ・側面・背面の意匠にも配慮する。 ・意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。 ・左記に同じ ・通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ ・左記に同じ
壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の低層住宅地景観との調和や連続性に配慮した屋根形状とするよう努める。 ・塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
意匠	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 ・工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	低層部		<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 ・商業業務施設が連続している通り沿いでは歩行者に配慮し、色彩の工夫など、賑わいを演出した意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

項目	低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
材料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 ・ 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 ・ 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下
		<ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
			<ul style="list-style-type: none"> ・超高層ビルの中高層部は、低彩度となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 ・ 地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ ・ 左記に同じ
	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽に努める。特に通り側には植栽帯を設けるなど、通りからの見え方や周辺緑地等との連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記に同じ

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
その他	植栽		<ul style="list-style-type: none"> ただし、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> 単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ

【建築物】

(工業地景観ゾーン、市街地・集落景観ゾーン、自然・田園景観ゾーン)

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
位置・規模		<ul style="list-style-type: none"> ・人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 ・周辺景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の長さや高さに応じて適切に壁面を後退させるなど、通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・建物の高さや壁面位置がそろった通り沿いでは、その連続性の維持に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺のまち並み景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・周辺の土地利用やスケール感に応じて、周辺への圧迫感の軽減に努める。特に通りに面する部分は、壁面の後退や高さを抑えるなど通りに圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・分棟や雁行配置等により、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した位置・規模とする。 ・敷地境界線からの壁面の後退や高さを抑えるなど、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 ・左記に同じ
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・通りの連続性に配慮するなど、周辺景観と調和した意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分節や雁行形とするなど、周辺のまち並み景観との調和や連続性に配慮した意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長大で無窓など単調なものを避け、壁面の大きさに応じて分節や雁行形とするなど、周辺の自然・田園景観に調和した意匠とするよう努める。

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
意匠	壁面	<ul style="list-style-type: none"> 側面・背面の意匠にも配慮する。 通りに面する意匠に統一性のある地域では、その連続性に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 意匠に統一性のある地域では、その統一感を乱さないよう配慮する。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> 給水管、ダクト等は、外壁面に露出させないよう設置する。 工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、雑然とにならないよう計画的に配置するなど、通りからの見え方に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、通りからの見え方に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず外部に露出する場合は、覆いを設けたり、壁面と同色の仕上げを施すなど、目立たないように配慮する。
	屋根・屋上	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 塔屋を設ける場合は、建築物と一体的な意匠とするなど、建築物全体のまとまりに配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺のまち並景観との調和や連続性及び地域の自然景観との調和に配慮した屋根・屋上とするよう努める。 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とするなど、周辺の自然・田園景観との調和に配慮した屋根形状とするよう努める。 左記に同じ
	屋上設備	<ul style="list-style-type: none"> 屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずるか、又は通りから見えにくい位置に設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上設備を設ける場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋上設備は設置しないよう努める。やむを得ず設置する場合は、壁面の立ち上げやルーバー等により適当な覆い措置を講ずる。

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
意匠	屋上設備		<ul style="list-style-type: none"> 工業農業等生産・流通系の建築物で、やむを得ず覆い措置ができない場合は、通りから見えにくい位置に設置する。 	
	低層部	<ul style="list-style-type: none"> 長大で無窓など単調な壁面を作らないよう努める。 商業業務施設が連続している通り沿いでは歩行者に配慮し、色彩の工夫など、賑わいを演出した意匠とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	
	屋外階段	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
	ベランダ等	<ul style="list-style-type: none"> 形態、材料、色彩によって建築物全体としての調和を図り、洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
材料		<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
材料		<ul style="list-style-type: none"> 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> 使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する壁面・屋根面の色彩等との調和や建築物と一体的な意匠とするなど、建築物からの突出感、違和感の軽減を図り、通りからの見え方に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
		<ul style="list-style-type: none"> ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方に配慮するよう努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通り側には、地域で親しまれている樹種等の低・中・高木を適切に配置し、植栽帯を設ける、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、通りからの見え方への配慮や周辺の緑地・植栽等との連続性の維持に努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全に配慮するとともに、地域の植生を活かし地域で親しまれている樹種を選定する、建築物緑化を行うなど、うるおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・左記に同じ
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
その他	接道部	<ul style="list-style-type: none"> 商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	

【工作物】

(低層住宅地景観ゾーン、住宅地景観ゾーン、商業・業務地景観ゾーン)

項目	低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
材料	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <ul style="list-style-type: none"> ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はY R（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 <ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法（昭和 27 年法律第 231 号）その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊技施設については、適用しない。 ・煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

項目		低層住宅地景観ゾーン	住宅地景観ゾーン	商業・業務地景観ゾーン
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺緑地等との連続性に配慮したうるおいのある植栽に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうるおいのある植栽に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

【工作物】

(工業地景観ゾーン、市街地・集落景観ゾーン、自然・田園景観ゾーン)

項目	工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> 人々に親しまれている山・海・谷筋などを眺める視線を遮らないよう努める。 周囲の景観に違和感を与えない位置・規模とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ
材料	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地、集落又はその周辺で、金属やガラスなどの光沢性のある材料を大きな面積で用いる場合には、周辺景観との調和に配慮する。 特徴的な地場材料がある場合は、地場材料やそれに類した素材を活用するなど、地域性に配慮する。 経年変化により見苦しくならない材料を選択するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記に同じ 左記に同じ 左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 金属やガラス等の光沢性のある材料を大きな面積で用いないよう努める。大きな面積で用いる場合は、周辺景観との調和に努める。 左記に同じ 左記に同じ

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度6以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・上記にかかわらず、各面の屋根を含む見付面積（鉛直投影面積）の1/20以下の範囲に使用する場合はこの限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用する色は、けばけばしくならないよう努める。基調色として使用できる色の範囲は、マンセル色票系においておおむね次のとおりとする。ただし、着色されていない自然系素材（木材、石材、レンガ、土壁材等）又はこれらに類する材料（レンガタイル等）を使用し周囲の景観と調和している場合はこの限りでない。 (1) R（赤）又はYR（橙）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (2) Y（黄）系の色相を使用する場合は、彩度4以下 (3) その他の色相を使用する場合は、彩度2以下 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
色彩	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・航空法その他の法令により色彩について許可等を受けて設置する工作物、広告塔、広告板及び遊技施設については、適用しない。 ・煙突や鉄塔等高さのあるものにあつては、特に中上部について低彩度とするよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。その範囲は外壁色に準ずるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
その他	太陽光発電パネル	<ul style="list-style-type: none"> ・設置する工作物の色彩等との調和や、工作物と一体的な意匠とするなど、周辺からの見え方に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ
		<ul style="list-style-type: none"> ・地上に設置する場合は、通りや周辺から展望できる部分において、植栽等により修景を行うなど、周辺景観に違和感を与えないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ

項目		工業地景観ゾーン	市街地・集落景観ゾーン	自然・田園景観ゾーン
その他	植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方に配慮したうのおいのある植栽に努める。 ・ただし、工場立地法その他の法令により緑化の基準が設けられている事業所等に係るものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通りからの見え方や周辺の緑地・植栽等との連続性に配慮したうのおいのある植栽に努める。 ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存樹木の保全や地域の植生に配慮したうのおいのある植栽により、周辺の自然・田園景観との調和に努める。 ・左記に同じ
	駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・配置や植栽等により、通りからの自動車の見え方や周辺景観との調和に配慮する。 ・塀・門を設置する場合は形態・意匠等について周辺との調和に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ
	接道部	<ul style="list-style-type: none"> ・単調で閉鎖的な塀・門及び圧迫感のある擁壁を避けるなど、周辺との調和に配慮する。特に連続性のある景観を形成している地域では、その連続性の維持に努める。 ・商業業務施設が連続している通り沿いでは、通りの賑わいの創出に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ ・左記に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に同じ